

平成25年1月7日

新年名刺交換会中津川会長挨拶

皆さま、明けましておめでとうございます。

旧年中は、会員組合をはじめ関係各位には多大なるご支援・ご協力を賜りまして、誠に有難く本席をお借りして厚くお礼を申し上げます。どうか本年も宜しく願いを申し上げます。

年頭に当たり、僭越ではございますが主催5団体を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年のおが国経済を振り返りますと、前半においては、景気は緩やかに回復しつつありましたが、後半に入りますと、欧州に加え新興国でも成長率の鈍化が鮮明化するなど、世界経済の下振れリスク等を背景にして、景気は後退局面に入ったとみられております。

「不確実性の高まりが、企業の雇用や投資を抑制している」との指摘がありますように、欧州や中国等海外の経済環境を巡る先行きの懸念が強まる中、私共の取引先においても需要の低迷に加え競争激化などにより本年も厳しい経営環境が続くものと思われ、予断を許さない状況にあるように思われます。

昨年末の総選挙の結果、政権の枠組みが変わりましたが、新政権においても地域を支え、ひいてはわが国経済を支える中小零細事業者が景気の回復を実感できるよう、適正な政策判断のもと実効性のある景気対策に万全を期するよう強く望むところでございます。

さて、高い席から恐縮でございますが、年頭にあたり、私ども信用組合が取り組むべき幾つかの課題について申し述べたいと存じます。

内容的には、既に業界紙等に掲載されておりますものと重複をいたしますことをご容赦いただきたいと存じます。

第一に、「ポスト国際協同組合年」について、でございます。

国連が定めた「2012国際協同組合年」は、昨年12月末でひとまず区切りがついたわけでございますが、その全国実行委員会では、後継組織を立ち上げ、引続き協同組合の発展に向けた取組みを継続していくこととしております。

協同組合の社会的認知度を向上させ、さらにはその発展を促進するという国際協同組合年の意義は極めて大きく、こうした取組みを2012年で終わらせることなく、今後も継続して取り組むことが重要であると考えておりますので、私どもといたしましてもこの後継組織に参加し、信用組合の役割や価値そしてその活動の実態を更に多くの人々に理解いただき、信用組合の存在をより一層積極的にアピールして参りたいと存じます。

第二に、「ポスト金融円滑化法」の対応について、でございます。

ご高承のとおり、中小企業金融円滑化法は、本年3月末で終了することとされております。

これまでも多くの席で申し上げておりますが、私ども信用組合は、円滑化法施行以前よりこの法の企図するところにつきましては、通常の業務として、積極的かつ柔軟に対応して参ったところでございます。こうした私ども信用組合のスタンスは、法律の期限到来後も何ら変わるものではなく、今後とも、これまで以上にスピード感と使命感を持って、中小企業金融の円滑化に向けてしっかりと取り組んで参らねばなりません。

私ども信用組合の強みは、地域に密着して得られる定性情報を活かして融資等の金融ニーズに適時・適切に応ずることであろうと

と思いますが、今後、さらにこうした強みをブラッシュアップしていくとともに、経営改善・事業再生の取組みを促進するため、中小企業支援センター、中小企業基盤整備機構、あるいはTKC全国会等の外部機関との連携を進め、そのノウハウを活用・吸収する中でコンサルティング機能の質をより一層高めることが重要であると考えております。

第三に、「ゆうちょ銀行の新規業務に係る認可申請」について、でございます。

既にご案内のとおり、昨年12月18日、郵政民営化委員会は、ゆうちょ銀行の新規業務に関する意見書を公表するとともに、同日、金融庁と総務省に同意見書を提出いたしました。意見書では、法人向け融資はその対象を大企業に限定する旨等が盛り込まれましたものの、住宅ローンや目的別ローンなどについては一定の条件付きで新規参入を容認する内容となっております。

これを受け、民間金融業界8団体は、連名にて「ゆうちょ銀行の完全民営化にかかる具体的な計画が示され、その実行が担保されない限り、新規業務への参入は一切検討されるべきではなく、到底容認できるものではない。」旨の共同声明を公表いたしました。

今後、関係当局等による審査が行われていくこととなりますが、ゆうちょ銀行の新規業務への参入については、長期的な国益を踏まえた深度ある審議・検討が行われることを強く要望するものでございます。

第四に、「新自己資本規制の導入」について、でございます。

新自己資本規制につきましては、自己資本の質の充実を目的に、平成26年3月末から段階的に施行するとされております。

協同組織金融機関における出資金は、そもそも協同組織金融機関を利用するための権利であり、投資という性格を持ち市場で調達される

株式会社の普通株とは根本的に性質が異なり、資本の調達手段も自ずから制約されています。従って、今後の規制導入に当っては、地域・業域・職域といった限定されたフィールドで、相互扶助を理念とした事業活動を行う信用組合の特性を十分に斟酌いただき、中小零細事業者等に対する円滑な資金の供給に支障をきたすことのないよう切に望むものであります。

以上、信用組合を巡る当面の課題等について申し述べましたが、新しい年もこのほかに、でんさいネット開業への対応、犯罪による収益の移転防止に関する法律改正への対応等当面する新たな経営課題も控えております。こうした課題に対応していく上で共通する重要な点は、私ども信用組合自身が安定した収益を確保し、一層の経営体力の強化に取り組んでいかねばならないということでございます。

そのためには、改めて、会員組合において、それぞれのグラウンドに沿った中で、人材の育成をはじめ内外の態勢の整備に取り組む必要があるかと存じますが、これら諸課題の解決のためには、個々の信用組合の取組みは勿論のこと、中央機関と会員組合とが深く強い連携と結束をもって、業界の総合力を結集していく必要が一層強まって参ります。特に、信用組合独自の特性を創造し発揮していくには、個別組合だけでは自ずから限界があり、業界全体の総合力の発揮がなければ難しいと言わざるを得ません。

また一方で、本会の役職員が、常に会員組合の立場に立ち、会員組合のために行動していく意識を持ち、自ら変革をしていかなければならないと存じます。

環境変化の早く厳しい時代故に、信用組合の存在意義、これまでに果してきた役割等について改めて理論構築を行うことも重要であろうかと思っております。そのために本会としても、中央機関としての調査、研究機能を強化して次なる対応を図っていかねばなりません。

2013年は巳年、「巳」という文字は「起こる、始まる」などの意味があると言われます。

業界においての新しい年の新しい「芽生え」を期待するとともに、本年が皆さまにとりまして、本当により良い年となりますよう心から祈念を申し上げます。

終りに新年のこのような席にどうかとは存じますが、昨年国立劇場で行われた東日本大震災1周年追悼式での宮城県の遺族代表奥田江利子さんの「ことば」の一部を引用させていただきます。

奥田さんは、両親、二人のお子さんを失い、残されたのは身重だった息子さんのお嫁さんだけでした。

曰く「愛する人達を思う気持ちがある限り、私達の悲しみが消えることはないでしょう。遺族はその悲しみを一生抱いて生きていくしかありません。だから、もっと強くなるしかありません。涙を越えて強くなるしかありません。」

「被災地の私達を支えて下さった多くの皆様に心から感謝申し上げます。皆様からの温かな支援が私達に気力と希望を与えてくださいました。その恩に報いるには、私達一人一人がしっかりと前を向いて生きていくことだと、そう思っています。差しのべて貰ったその手を笑顔で握り返せるように乗り越えていきます。」

奥田さんには、震災から4ヶ月後、元気なお孫さんが授かったそうです。

さて、全国信用組合新聞による年男の経営者の方々へのアンケートでは、今年を表現するキーワードとして「原点回帰・特性の発揮」を挙げた方が多かったとされています。

あの震災を機に、「絆」という言葉が広く人口に膾炙されてきたのはご案内のとおりであります。

先程の奥田江利子さんの心の底からの言葉が人を衝き動かすように、私達も信用組合の基本理念は相互扶助、共助だとするこれまでの単なる組織論に止まることなく、信用組合独自の機能を発揮し、どのようにその特性を発揮していくのか、そしてそのことが

被災地はもとより地域から真に強い共感と支持を得られるのか、
こうした具体的な議論と行動について、個々の組合は勿論業界全体で
真剣に考えなければならないと思います。

こうした取組みに対し会員組合、関係各位の従前にも増しての
ご支援・ご協力をお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

以 上